

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第3回豊島区民間保育所事業者選定審査会
事務局（担当課）		子ども家庭部 保育課
開催日時		令和2年2月3日（月）午後1時30分～午後4時
開催場所		豊島区役所本庁舎5階 509会議室
議 題		<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）各種審査内容発表</p> <p>（ア）財務審査報告発表</p> <p>（イ）東京都保育所検査部署等の検査結果報告</p> <p>（ウ）駒込第二保育園保護者からの要望報告</p> <p>（エ）事業者応募による審査書類の審査</p> <p>（2）審 議（応募事業者の評価）</p> <p>（3）評 定（二次審査対象者決定）</p>
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		（非公開・一部非公開の場合は、その理由） 豊島区行政情報公開条例第7条第5号の規定による。
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		（非公開・一部非公開の場合は、その理由） 公正な選定審査に支障を及ぼす恐れがあるため、議事における発言者は非公開とする。
出席者	委 員	箕輪 潤子（武蔵野大学准教授）、善本 眞弓（東京成徳大学教授）、小澤弘一（政策経営部長）、近藤 正仁（施設整備担当部長）、田中 真理子（子ども家庭部長）
	事 務 局	保育政策担当課長、保育課長、保育計画グループ係長、公立運営グループ係長、総務総括グループ係長、保育計画グループ主任主事

※発言者は委員を【ア】～【オ】、事務局を【事】と表記する。

(1) 開会・挨拶

選定委員を変更。政策経営部長の金子智雄が異動につき、同職の小澤弘一に委嘱する。

(2) 進行説明

4 事業者からの応募があり、提出された審査書類及び事務局からの報告事項に基づいて一次審査を実施する。審査評定は手元の評定表に記入し事務局へ提出する。

(3) 財務審査報告【資料 3-1】

- ・ 調査基準について（調査の目的、分析の考え方等）
- ・ 本審査報告を評定表の事業の実現性の判断の参考とする。
- ・ 今回 3 事業者は社会福祉法人、1 事業者が株式会社
- ・ 財務診断は判定が厳しく、新規開設においても株式会社だと C 判定が大半。社福は A 判定が多い印象だが今回は該当法人が無かった。
- ・ A 法人は収益性・効率性は良いが、借入金が多めで安全性が低い。
- ・ B 法人は安全性・収益性・効率性いずれも良好でなく、収益性・効率性の改善兆候が見られない。
- ・ C 法人は職員の平均経験年数が高く、人件費率が高くなっていることが財務評価を下げている。
- ・ D 法人は収益性は良好といえず、安全性は概ね良好、効率性は優れている。

(4) 東京都保育所検査部署等の検査結果【資料 3-2】

- ・ 各法人について、東京都指導監査部への聞き取り結果と、保育指導グループの検査結果を報告。
- ・ 文書指摘は東京都指導検査基準に基づき、ホームページ公開の対象となり、改善報告の提出の必要がある。
- ・ A 法人 都・区ともに職員配置についての指摘が多く、人に関する部分に問題が残る。
- ・ B 法人 保育士の常時二人配置、避難訓練の毎月実施ができていない。いずれも改善済。保育所事業の利益で高齢者事業の損失を補填したままになっていた。
- ・ C 法人 法人としての文書指摘なし。保育園について、現預金の管理に問題あり。特別に重たい内容の指摘はない。区検査においては、区基準の調理員配置ができていない月があったが改善済み。新しい施設長によって施設運営が安定するかが懸念材料である。
- ・ D 法人 多数の園を運営しているため、各年連続して指導検査実施。うち 2 園は文書口頭共に指摘無し。区検査において、職員配置の不足に関する指摘が多く、安定した運営のために区基準まで満たすことを求めているが、その部分を軽視しているのではとの指摘がある。

## (5) 駒込第二保育園保護者からの要望報告【資料 3-3】

- ・審査委員へ渡している審査書類ファイルと同じものを配布（園名や個人情報などは全て削除されたもの）しており、それを見た保護者からの要望を受け付けている。今回は第一次締め切りまでの内容を報告し、第4回審査会で第二次締め切りの要望事項を報告する。また要望はプレゼンテーション審査でのヒアリング内容に反映させる。
- ・アレルギー対応に関する事、園・クラスの名称に関する事、他園との施設の共用に関する事についての意見、要望があった。

## (6) 事業者応募による審査書類の審査【資料 3-4】

事務局で提案の要旨をまとめたものであり、評価の参考としてもらう。青字は優れていると思われるポイント、赤字は劣っていると思われるポイントとして示した。

## &lt;法人理念&gt;

- ・C 法人 昭和の昔から保育事業を一貫して運営している。
- ・B 法人 十年程前から公設民営の受託を開始し、民営化の経験がある。
- ・A 法人 昭和の昔から保育を実施しているが、他県での実施となる。

## &lt;既存施設概要&gt;

- ・A 法人 人件費率が低く、職員の待遇に疑問が持たれる。
- ・D 法人 人件費率、園長の経験年数ともに平均的。ただし近年で離職率が高い。
- ・B 法人 人件費率、園長の経験ともに問題ない。安定している。
- ・C 法人 区の平均をはるかに超える厚い職員体制である。財務分析での指摘でもあったが、人件費率が高すぎるという側面がある。離職率が22%の年があるが、定年や結婚など重なったためとのこと。

## &lt;提案事項&gt;

## (ア) 運営理念

- ・B 法人、D 法人は現園の保育理念を継承することが明記されている。

## (イ) 職員配置案

- ・A 法人 非常勤2名で常勤1名の換算とすることは新規開設時には認めていない。
- ・B 法人 職員配置は手厚い印象。給食を外部委託するという部分が気にされる保護者がいると思われる。
- ・C 法人 区基準を大きく超える職員配置をし、更に非常勤で保育補助を多数つける計画。
- ・D 法人 平均的であり、最低基準はクリアしている。

## (ウ) 保育業務引継ぎ方法及び経費

- ・引継ぎ方法については、いずれも交渉の余地あり。
- ・A 法人 人件費の算出根拠が示されておらず、計画の実現性に疑問がある。
- ・B 法人 引継ぎ期間が長く、引継ぎ専門の職員を配置する。園長の引継ぎに関する記載がなかった。

- ・C 法人 引継ぎ経費が低いため、より手厚い計画とする余地があるか確認する必要あり。
- ・D 法人 クラス担任に加え、栄養士についても引継ぎに入る計画がある。

引継ぎについては、事業者決定後に内容の協議の余地あり。

## (エ) 保育計画

- ・A 法人、D 法人は一時保育の提案あり。ただし、スペースの確保ができるのかが課題となるので、二次審査に進出した場合はヒアリングの対象とする。C 法人は面積上実施が難しいとのことで提案が無かった。

## (オ) 家庭・医療機関との連携及び地域との交流

- ・C 法人 提案内容に具体的な例示がある。

## (カ) 事故防止・安全対策

- ・B 法人 給食が外部委託になるので、代替食等の実施をどのようにするかヒアリングの必要あり。

## (キ) 虐待などへの対応

- ・A 法人 園にコミュニティコーディネーターが常駐する。

## (ク) 特別な配慮が必要な子どもの受け入れ

- ・A 法人 完全除去食とあるが、代替食の対応はないのかを確認の必要あり。
- ・C 法人 アレルギー児への対応について具体的な提案があった。
- ・D 法人 配慮が必要な子どもに応じて職員加配とあるが、指導検査で職員不足を指摘されている。

## (ケ) 保育所に通う保護者と地域における子育て支援

- ・A 法人 現保育室をコミュニティスペースとして活用。コミュニティコーディネーター常駐し地域と連携する。
- ・B 法人 現園と同様に仰高小との連携を行う。
- ・C 法人 現園のノウハウを引き継いだ交流を継続する。
- ・D 法人 連絡帳の ICT 化。現園で実施している地域交流を継続実施。

## (コ) 職員の研修

- ・A 法人 職員が足りず研修参加できない懸念がある。
- ・B 法人 法人実施の研修。研修参加費を補助。
- ・C 法人 豊島区実施の研修に積極参加。研修費を園負担する。

## <特にアピールしたいこと>

評定表の4の部分。

- ・B 法人 高齢者施設運営実績から、高齢者とのふれあいの機会を設ける。ICT 化を進める。
- ・C 法人 長年の保育運営経験を活かした特色ある保育内容を取り入れる。
- ・D 法人 ICT 導入で登降園管理をシステム化する。

## <事務局所見>

- ・A 法人 書類の不備が多数あり。
- ・B 法人 質疑の多数提出で高い意欲がみられる。

AとDは職員配置の部分で懸念が残る。Bは過去に民営化経験があるが、財務状況に不安がある。Cは全体的に問題ないが、職員配置が豊富な計画のため、新園の職員採用については注意が必要。

<質疑応答>

【オ】 A法人は、職員配置提案について必要な人数を満たしていないとのことだが、今後審査の対象とするのか。

【事】 審査の対象とはするが、E判定が2名以上から出れば失格の対象となる。仮に二次審査に進んだ場合、職員配置が必要な人数を満たせるかどうかは再確認することもできる。

【オ】 要件を満たしていないものは、その時点で審査から外すべきではないか。

【事】 公募要項において、職員配置で常勤換算を不可とすることを明記していないため、失格要件とすることはできない。

【ア】 指導検査結果について、口頭指導の内容はその後改善されていると認識しているのか。

【事】 口頭指導は改善報告を求めないが、巡回指導時に確認をしている。

(7) 応募事業者の審査評定及び二次審査対象者決定

- ・ A法人は2名の委員よりE評価が付けられたため失格とする。
- ・ 二次審査対象者は、評定において高得点を獲得した上位順にB法人、C法人の2事業者に決定する。

(8) 閉会

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 法人は 2 名の委員より E 評価が付けられたため失格とする。</li> <li>・ 二次審査対象者は、評定において高得点を獲得した上位順に B 法人、C 法人の 2 事業者に決定する。</li> </ul>
<p>提 出 さ れ た 資 料</p>	<p>資料 3 - 1 財務審査報告</p> <p>資料 3 - 2 東京都保育所検査部署等の検査結果</p> <p>資料 3 - 3 保護者からのご意見</p> <p>資料 3 - 4 事業者応募による審査書類比較表</p> <p>参考 3 - 1 民間保育所事業者選定審査会（駒込第二保育園）委員名簿</p> <p>参考 3 - 2 駒込第二保育園_運営事業者選定審査基準</p> <p>事前配布 事業者応募による審査書類（A～D事業者ファイル）</p>
<p>そ の 他</p>	<p>既存園視察は、令和 2 年 2 月 2 0 日（木）に開催予定。</p> <p>第 4 回審査会は、令和 2 年 3 月 5 日（木） 1 6 : 3 0 から開催予定。</p>